

2014年度年次大会 「復帰」後の沖縄を歴史化する

日時 : 2014年12月6日(土) 10:00 ~ 17:30

会場 : 東京経済大学 2号館1階

午前の部 自由論題報告

第1会場 【B103教室】

黒崎輝 (福島大学)

「日本核武装研究(1968年)とは何だったか? —米国政府の分析との比較の
視点から」

田川陽南 (大阪大学大学院)

「1970年代の長崎市平和運動に見る忘却、記憶、社会生成」

司会 : 永江雅和 (専修大学)

第2会場 【B104教室】

秋山かおり (総合研究大学院大学)

「太平洋戦争下ハワイでの交差する虜囚たち —— ホノウリウリ抑留所にお
ける日系人抑留者と日本人捕虜を中心に」

中立悠紀 (九州大学大学院)

「戦犯を支えた者達——法務調査課と戦争受刑者世話会」

司会 : 吉田裕 (一橋大学)

第3会場 【B103 教室】

李英美 (一橋大学大学院)

「戦後日本の出入国管理政策——大村収容所の成立を事例に」

陳 激 (一橋大学大学院)

「新日中民間漁業協定について」

司会：波田永実 (流通経済大学)

午後の部 「復帰」後の沖縄を歴史化する

趣旨説明：植村秀樹 (流通経済大学)

報告者

平良好利 (獨協大学)

戦後沖縄における「保守」とは何か

川瀬光義 (京都府立大学)

基地維持財政政策からみた日本

戸邊秀明 (東京経済大学)

沖縄の自己認識の変貌と日本社会

討論者

中野聡 (一橋大学)

荒木田岳 (福島大学)

司会者

植村秀樹 (流通経済大学)

<報告要旨>

午前の部

1970年代の長崎市平和運動に見る忘却、記憶、社会生成

田川陽南(大阪大学大学院)

本発表では、平和都市・長崎の性格を表す「祈りの長崎」というイメージに着目し、その内実を考察する。これまで、原爆体験と平和運動に関して、数え切れぬほどの研究が積み重ねられてきたが、その多くが広島での体験に長崎を内包する傾向にあり、長崎独自の体験に関する議論は未だ少ない。特に長崎の原爆体験や平和運動に関する研究においては、「祈り」というイメージが押し付けられたものであることを前提として議論がなされ、イメージ構築に関する長崎市民の主体性については考察されてこなかった。しかし、長崎の都市形成に関する歴史、爆心地の特異性、戦後平和運動の歩みを振り返ると、「祈りの長崎」というイメージ形成にあたり、長崎市民自らによる働きかけのあったことが確認される。戦後から1970年代までの長崎市の取り組みを行政による平和活動を中心に振り返り、当時の社会的状況と照らし合わせながら、平和運動と社会生成のダイナミクスに迫りたい。

太平洋戦争下ハワイでの交差する虜囚たち ―ホノウリウリ抑留所における日系人抑留者と日本人捕虜を中心に

秋山かおり(総合研究大学院大学)

太平洋戦争下のハワイ・オアフ島にあったホノウリウリ抑留所には、敵性外国人または危険人物としてハワイ諸島から集められた日系人などの抑留者がいた。また、各地の戦線より移送された日本兵捕虜も抑留されていた。

日系人抑留者のなかには、ハワイで生まれ日本で教育を受けてハワイに戻った帰米二世が多く、その一部は、日本人捕虜・朝鮮人捕虜の食事の世話や通訳としての役割も担った。近年になり、ホノウリウリ抑留所の捕虜収容所としての機能やハワイにおける戦時日系人強制収容について研究が進んだが、日系人抑留者の日本人捕虜に対するまなざしはこれまで分析されてはこなかった。

本発表では、この抑留所での日系人抑留者と日本人捕虜の限られた交流と、そこで日系人抑留者の抱いた「日本」に対する帰属意識や共感とそのゆらぎを、両者のオーラルヒストリーあるいは回想を中心に検証し、ホノウリウリ抑留所という特異な社会の生活史を分析する。

戦犯を支えた者達——法務調査課と戦争受刑者世話会

中立悠紀（九州大学大学院）

今回の報告では占領期から戦犯裁判の対策を練り、また戦犯及び戦犯家族の支援等を行っていた政府機関・法務調査機関と、法務調査機関の支援の下結成された戦犯援護団体、戦争受刑者世話会に関する基本的な事実関係の整理を行った。

法務調査機関は占領期から戦犯家族会に戦犯裁判に関する情報提供などの支援を行い、戦犯家族と密接な関係を持っていた。また講和条約調印後は家族会や戦争受刑者世話会が行った署名運動の支援も行っていた。例えば1952年6月5日から日本全国で行われた愛の運動戦犯受刑者助命減刑内還嘆願署名運動に対しては、旧陸軍系法務調査機関である引揚援護庁復員局法務調査課が、各県世話課（戦犯裁判に関する業務を担当する部署）に対して運動の支援要請を行っていたことなどを報告では指摘した。この結果1012万の署名が獲得されることとなった。

またこの戦犯釈放署名運動を後援していた戦争受刑者世話会も、講和条約発効直後に法務調査機関の支援の下で結成された組織であった。世話会の結成には元海軍中将・原忠一や正力松太郎など元戦犯であった旧軍人・政治家などが中心に動いていたが、法務調査機関をはじめとする政府機関が結成の準備を支援し、その後の活動においても協力関係にあったことを指摘した。

このように占領期終了後、サンフランシスコ講和条約第11条によって連合国の戦犯裁判の正当性が確定し、刑の執行が保障されたにもかかわらず、日本政府一機関である法務調査機関が組織ぐるみで戦犯を「犠牲者」として位置づける戦争受刑者世話会の設立や、政府に対して釈放努力を促す署名運動等を後押ししていた。戦争受刑者世話会は公的機関が行えないことを行う「抜け道」であり、サンフランシスコ講和条約や国内援護法の枠組みから外れる「法外」の政治活動、援護活動を行う組織であった。

戦後日本の出入国管理政策 —大村収容所の成立を事例に—

李英美（一橋大学大学院）

本研究は、占領期に連合国軍総司令部が展開した日本の出入国管理政策を、大村入国者収容所(以下、大村収容所)を事例として考察する。本来、入国者収容所の業務は、退去強制命令をうけた被収容者の送還までの処遇・執行を主とする。しかし、大村収容所では収容者に対する尋問や隔離・無期限の長期収容が行われ、送還業務が収容所の主要な運営目的とはならなかった。そして、大村収容所に収容される「外国人」と

は、戦後に朝鮮半島より流出した「密航者」「不法入国者」と呼ばれた人々が中心であった。これら大村収容所の管理運用上の特徴は、戦後日本の出入国管理政策が、冷戦下の東アジア情勢の下で変遷していく過程を体現したものであるとともに、今日に至る出入国管理政策の原型ともなった。本報告では、戦後日本の出入国管理政策全体のなかで入国者収容所に求められていた条件、そして収容所が実際に担っていた役割に注目する。

新日中民間漁業協定について

陳 激 （一橋大学大学院）

本報告の目的は、1963年に締結された新日中民間漁業協定を検討することによって、当該期間の日中関係の全体像を客観的に理解することにある。

池田内閣の誕生によって、中国は日本に対して柔軟な姿勢をみせた。1960年8月、周恩来総理は「対日貿易三原則」（政府間協定、民間契約、個別的配慮によるべきもの）を提示し、実質的の「政経分離」に踏み切った。そして、1958年に中断された日中貿易は再開されることになった。一方、漁業問題に対して、中国側は日本との交渉を渋っていた。

1963年11月、中国側はようやく日本側の要請に応じたため、日中漁業会談が開催され、新日中民間漁業協定が締結された。これによって、東シナ海・黄海における日本船員の安全操業が確保された。

当該時期における日中間の貿易関係に関しては、すでに長い研究の蓄積があるが、漁業関係については、まとまった研究がほとんど存在していない。そこで本報告では、新日中民間漁業協定の成立過程と内容を考察する。また、中国側は最終的には日本側が提案した漁業会談に応じた要因と、漁業協定の有効期間が短く、ほぼ同時期に締結されたLT貿易協定のように安定性と継続性がみられない背景を解明する。

午後の部

<報告要旨>

戦後沖縄における「保守」とは何か

平良好利（獨協大学）

はじめに

本報告は、日本復帰後のいわゆる「保守県政」（西銘県政、稲嶺県政、仲井真県政）に焦点をあて、沖縄の「保守」なるものが一体「基地」と「経済」の問題に対してどのような態度をとったのか考察するものである。そしてこの考察を通じて、沖縄政治がいまどのような地点にまで立ち至っているのかを明らかにすると同時に、そのことが日本本土にどのような問いを突き付けているのかを考えてみたい。

沖縄「保守」の基本的態度

「基地」と「経済」に関する沖縄「保守」の基本的なスタンスは、すでに米軍統治下の1960年代にはほぼ固まっており、それが日本復帰後も継続された、と考えてよい。基地の整理縮小をめざすという点では「保守」も「革新」も一致しており、また基地経済からの脱却を図るという点でも両者の間に違いはない。ただ、「革新」の側が「基地撤去」や「平和経済」などの理想を高唱したのに対し、「保守」の側が、いまある現実を踏まえた上で、これを漸進的に実現していこうとしたのが、違いといえば違いである。よって、「現実」そのものが「理想」に近づいていけば、両者が接近してくるのはある意味自然なことである。

沖縄の「保守」と「革新」を分ける重要な点は、日米安保体制と在沖米軍基地の存在を認めるか否かにあり、これに否定的な態度を示したのが「革新」であり、一方原則的にこれを容認してきたのが「保守」であるといえよう。日米安保体制に関する「保守」のスタンスは、「沖縄を含むわが国の安全を保持する上からその必要を認める」というものであり、在沖米軍基地については「公共の福祉に反しない限度」でこれを容認する、というものであった。

かくして沖縄の「保守」は、日本復帰以後、政府自民党と協調し、基地問題よりも沖縄の経済振興に精力を注ぐことになる。とりわけ、1978年から3期12年続いた西銘（順治）県政は、米ソ冷戦のなか、基地がなかなか動かないという現実を前にして、まずは本土との格差是正や経済振興に優先的に取り組むのであった。

保革の接近と稲嶺県政

しかし、1990年代に入るや、この保革の対立は溶解し始め、これまで経済を重視してきた「保守」陣営も、基地返還を現実的な課題として視野に入れ始め、一方の基地

問題を重視してきた「革新」陣営も、返還後の経済問題を具体的に見据えることになる。このように保革の政策距離が縮まってきた背景には、少なくとも次の3つの変化があったといえる。まず第1は、米ソ冷戦の終結と基地の過重負担に対する県民意識の高まりである。米ソ冷戦の終結にもかかわらず、なぜ沖縄にのみ、これだけ大規模な基地がそのまま存続しなければならないのかという疑問が、とりわけ95年の少女暴行事件以後、県民の中に大きく芽生えてきたのである。

第2の変化は、90年から2期8年続いた大田（昌秀）革新県政が、基地の整理縮小問題に積極的に取り組み、日米両政府もこれに応じたことによって、実際に基地の大規模返還の可能性が出てきたということである。SACO報告で象徴的に示されたように、基地は動かないものだという固定観念は消え去って、基地返還が現実の課題として射程内に入ってきたのである。そして第3の変化は、沖縄社会をこれまで根底から規定していた基地経済の比重が、大幅に低下してきたということである。日本復帰時には県民総所得の実に15%を占めていた「基地関連収入」が、5%にまで低下してきたのである。

このように80年代とは大きく異なる環境が生み出されるなか、大田を破って98年に誕生したのが稲嶺（恵一）保守県政である。保革の政策距離が縮まるなか、その縮まった範囲内で両者が対立したものが、いうまでもなく、普天間基地の移設問題であった。大田県政が最終的には県内受け入れを拒否して日本政府との関係が切れたのに対し、一方の稲嶺県政は名護市辺野古への移設を条件付きで容認することになる。稲嶺県政が打ち出した妥協案とは、いわゆる「15年の期限付き軍民共用案」といわれるものであるが、ここで重要なことは、同県政が基地を拒否する県民感情の強さを十分に理解しており、この妥協案が県としては容認できるぎりぎり線である、とした点である。

つまり、大田県政のように県内移設を拒否すれば政府との関係が途絶えて経済振興が前に進まなくなってしまうが、かといって県民感情を無視して政府に迎合すれば、県民の支持を失ってしまう、という難しさのなか、両者の間にたって何とかバランスを保とうとしたのが、稲嶺県政であったといえよう。

仲井真県政～沖縄「保守」の行き詰まり～

しかし、その微妙なバランスも、基地拒否の世論が強まれば崩れるし、また政府が県内移設に強硬な姿勢をみせれば崩れることになる。稲嶺県政のあとを受けて2006年に誕生した仲井真（弘多）保守県政2期8年は、まさにそのバランスが大きく崩れた時期であった。

まず2009年に誕生した鳩山民主党政権が普天間基地の県外移設を模索したことに

よって、県民世論が大きく「辺野古移設反対」の方向に舵を切ることになる。また 2011 年には、辺野古に回帰した鳩山由紀夫前首相が、海兵隊の「抑止力」は「方便」であった、と述べ、さらにその翌年には、退任間際の森本敏防衛相も、必ずしも「軍事的には沖縄でなくても良い」が、代替施設を「政治的に許容できる場所」が本土にはないため、沖縄にその負担を引き受けさせる、ということ述べたのである。そして安倍政権になるや、民主党政権以上に積極的に振興予算を提示するとともに、かつてなかったほどの「圧力」までかけて辺野古移設を推進するのであった。

かくして、辺野古移設の軍事的な正当性がなくなっていくなか、しかしそれにもかかわらず、政府による圧力と懐柔がより一層強くなっていくという状況のなか、ついに沖縄「保守」は行き詰りをみせることになる。

重要なことは、沖縄「保守」が行き詰まりをみせたということだけでなく、この新しく出現した「現実」を前にして、沖縄の「保守」がどのように適応していったのか、ということである。

2つの新たな政治潮流

その1つの適応のありかたが、(昨年)11月の知事選挙で当選した翁長雄志の進める方向である。つまり、これまでの保革の対立を乗り越えて「オール沖縄」で結束し、辺野古移設を撤回させる、という方向である。冷戦終結から20年余の間に保革の政策距離は縮まっており、しかも県民の基地拒否の世論がかつてないほどに高まっているなか、この環境変化にうまく適応して主導力を発揮したのが、翁長であったといえよう。

いま1つの適応の仕方は、仲井真前知事に代表されるような、「オール沖縄」体勢から離脱した自民党勢力の取る方向である。すなわち、日本政府との連携をあくまで維持し、辺野古移設を容認し、その代償として経済振興予算を獲得する、という方向である。辺野古移設の軍事的根拠が薄弱であることがいまや明らかとなり、しかも政府が「アメとムチ」を駆使して移設を推進するなか、それでも政府と一体となって実益を求めていく姿は、少なくともこれまでの沖縄「保守」にはなかったものである。

3460億円の振興予算を獲得して「有史以来の予算」であるとか「いい正月になる」といって憚らない仲井真前知事と、「沖縄に経済援助なんかいらぬ。税制の優遇措置もなくしてください。そのかわり、基地は返してください」という翁長新知事との溝は、深い。

おわりに

さて日本復帰からおよそ40年間、基地をアメリカに提供することで成り立っていた

日米安保体制をその土台から支え続けてきた沖縄の「保守」をして、「基地は返してください」といわしめたこの事態をどう考えるべきか。翁長は上記の発言に続けてこう述べている。「国土の面積 0.6%の沖縄で在日米軍基地の 74%を引き受ける必要は、さらさらない。いったい沖縄が日本に甘えているんですか。それとも日本が沖縄に甘えているんですか」。

また西銘県政で副知事を務め、のちに沖縄電力の会長などを歴任した沖縄「保守」の重鎮の一人である座喜味彪好は、こう述べている。「沖縄は日本国民として日本という国に尽くした。何千年分の役割を果たした。もう十分だ。それでもという日本政府は傲慢だ」。

これは、同じ国民でありながらも「応分の負担」を負わず、その利益だけを享受する日本本土に対する、沖縄「保守」からの厳しい問いかけである。復帰から 40 年を経た今日、その抛って立つ論理も行動様式も異なる沖縄の「保守」と「革新」が、いまや同じ地点にまで立ち至ったというこの現実を、本土はどう考えるべきか。日本の安全保障論議のあり方そのものが、いま問われている。

基地維持財政政策からみた日本型公共政策

川瀬光義（京都府立大学）

国の基本政策として日米安保条約を是認しているからには、条約上の義務である基地提供の負担をどのように分かち合うかについて、日本全体の課題として検討されなければならないはずである。ところが日本政府は、基地設置の対象となった自治体が受け入れるかどうかの問題を矮小化し、当該自治体が条件不利地域にあるという‘弱み’につけ込んでお金の力で「同意」を獲得する方策を常套手段としてきた。しかしそれは、政策の正当性を丁寧に説明して同意を得る自信がないことの裏返しであり、それ故財政政策としても様々な問題を有している。本報告では、沖縄を主たる事例として、基地に関連した財政政策の特徴を 3 側面において解明し、2014 年 11 月の知事選挙などで示された新基地建設を拒否する民意 が有する財政的意味を明らかにした。

まず第 1 に、基地の経済・財政効果といわれるものについて述べた。そもそも経済効果とは、立地した施設が付加価値を生み出す経済活動をおこなうことにもなって発生する雇用・物資調達などと地域経済との関連に関する概念であり、財政効果とは経済活動によって発生した所得などに対して自治体が課税権を行使した成果を意味する。こうしてみると、経済活動の主体ではない軍事基地の存在によって地域経済に何らかの影響がもたらされるとしても、それは決して経済・財政効果ではない。それは「自分では何も生産せず、他人の労働によって維持されている」(A スミス)、つまり租

税を原資とする施策によるものである。加えて在日米軍基地の場合は、物資の調達や雇用などは、ほとんどが思いやり予算、つまり日本の財政負担によってまかなわれていること、日米地位協定によって地方自治体は課税権を行使できないことからして財政効果は零であることも強調しておきたい。そして、那覇市や北谷町などで、返還跡地の利用が一定の成果を上げていることを背景に、基地は経済発展の阻害要因であること、沖縄は基地に依存しているのではなく寄生されていることが明らかになっている。

基地の存在に付随して自治体にもたらされる財源として、米軍関係者への租税免除による歳入欠陥の補填措置である基地交付金、自治体所有地や民有地を基地に提供する場合の賃貸料である軍用地料、そして防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律(環境整備法)にもとづく財政収入などがある。とくに環境整備9条にもとづく特定防衛施設周辺整備交付金は、対象自治体を選別、迷惑度に応じた交付限度額の設定、公共施設整備に幅広く使える「一括交付金」という、特異な構造となっている。これらは、自衛隊基地も含めた全国の基地を対象とした施策で、新基地建設の是非とは無関係なので、基地が存在する限りは継続する。

第2が、1972年以来講じられてきた沖縄の経済振興のための特別な財政措置である。根拠なる沖縄振興開発特別措置法は10年の時限措置であったが、延長を繰り返し、現行法は2012年度から21年度までとなっている。その所管は内閣府であり、基地とは関係ないというのが原則である。しかし、震災復興予算の確保が最優先であるはずの2012年度は前年度比27.6%増、前知事が新基地建設に必要な公有水面の埋立てを承認した13年末に発表された14年度予算は前年度比16.7%増、さらに15年度概算要求は前年度比8.4%増となるなど、新基地建設とのつながりが濃厚になっている。新基地建設を拒否しても、現行法が有効な2021年度まではこの特別な予算措置は継続する。ただし、ここ数年続いた異例の増額は難しくなると思われる。例えば、15年度概算要求3794億円のうち優先課題推進枠でまかなわれる500億円分については、大幅に減少すると予想される。

第3が、基地新設受入れの見返りとしての特別な財政措置である。1995年の海兵隊員による少女への犯罪行為、および翌年のSACO合意以降、日本政府は、沖縄の米軍基地を維持するために①沖縄の人々の怒りをなだめ沈静化する、②新たな基地建設について名護市の合意を獲得する、という新たな課題に直面することとなった。これを解決するべく、次のような新たな施策が講じられることとなった。

①1997年度から、普通交付税の算定項目に基地補正を創設。

②沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費。官房長官の私的諮問機関である

「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会提言」(座長: 島田晴雄慶応大学教授)の提言を受け、米軍基地所在市町村から提案された事業に必要な経費を補助する。

③SACO で合意された施策を実施するために設けられた経費。環境整備法 9 条交付金の特別分である SACO 交付金などが設けられた。

④北部振興事業。1999 年末に沖縄県知事や名護市長が、条件付きながら辺野古への基地新設に「同意」したことを踏まえて講じられた特別予算。2000 年度から 10 年間にわたり毎年 100 億円の予算措置が講じられることとなった。

これらは対象自治体が限定され、かつ使途については自治体の自由度が高いという環境整備法 9 条交付金と共通する特徴がある。さらに、②と④において「非適債事業」「非公共事業」という枠が設けられており、使途が公共施設整備以外にも拡大することになった。

こうした施策にもかかわらず、辺野古への新基地建設の着工には至らなかった。そこで、2007 年には露骨な出来高払い的な性格の資金である米軍再編交付金が登場することとなった。それは、環境整備法 9 条交付金と同じく、防衛大臣が対象となる施設や市町村を指定することとなっている。またその使途については、9 条交付金を上回る 14 分野に広がり、さらに施設または設備の設置事業以外で 2 年度以上にわたり継続する事業を行おうとする場合には、それに必要な経費をまかなうための基金を設けることができる。しかしそれは、防衛大臣が「当該市町村において再編関連特別事業を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するために必要であると認めるとき」(米軍再編特措法第五条)(傍点は筆者)にのみ交付対象となる。さらに事業の進捗状況に応じて支給額を漸増させる、‘出来高払い’的な支給方法となっている。

この再編交付金の特異な性格は、今名護市において遺憾なく発揮されている。2010 年 1 月の市長選挙においては、新基地建設を拒否することを公約した候補者が当選した。新市長は当選後まもない 10 年度予算編成に際して、米軍再編交付金について新規計上はしないものの、前市長時代からの 継続事業については計上することとした。ところが防衛省は、この継続事業分について、10 年度分約 10 億円弱の内示を保留した上に、09 年度内示分の 6 割に当たる約 6 億円についても交付を保留した。名護市側の再三の要望にもかかわらず保留を解除せず 10 年 12 月 24 日には正式に不交付決定の通知をおこなった。このように、政治的主張によって交付の是非を判断できる、つまり公的資金の交付に関して思想差別を認めていること、国の施策に一切文句をつけず唯々諾々と従って初めて満額交付されることが、この交付金の核心的な特徴なのであ

る。

もともと、これによって名護市の財政運営が困難になったわけではない。前市長が再編交付金を充当して行うことを予定していた事業の大半は、他の財源を確保するなどして実施できている。そもそも日本の地方財政制度は、こうした特異な資金を確保しないと成り立たないような制度設計とはなっていない。新基地建設を拒んだとしても、基地受け入れの見返りの性格が濃厚な資金がなくなるだけにすぎない。

以上 3 側面にわたりみてきた財政支出に共通する特徴は、原則が不明確なことである。環境整備法 9 条交付金は、自治体の公共施設整備を優遇するための特別な財政措置であるが、なぜそのような優遇をするかについて基地との因果関係は明確でない。とくに 9 条交付金の枠組み—国の裁量で対象施設と自治体を指定、被害・負担の程度を点数化して交付限度額を決定、交付額の範囲内で自治体が事業を選ぶ—は、1990 年代半ばから名護市をはじめとする沖縄本島北部自治体に展開された財政支出にも活用され、さらに米軍再編交付金においては、ソフト事業にも用途を拡大したものの、それは思想信条の自由を放棄することが条件となった。

このように原則や根拠が不明確な財政支出は、必然的にその予算額の決定も不明確とならざるを得ない。基地所在自治体に一般財源として交付される基地交付金と軍用地料は、不動産価格との関連が密接なのであるが、バブル経済崩壊後の不動産市況の状況と無関係に、着実に増加している。また、9 条交付金や米軍再編交付金は、基地負担など‘迷惑度’に応じて交付額が決まるが、それは対象となる公共施設整備に必要な額と何ら因果関係はない。地方交付税の基地補正がなぜ 150 億円なのか、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費がなぜ総額 1000 億円なのか、北部振興事業がなぜ毎年 100 億円なのか、その根拠は何ら説明されていない。

このように支出の原則も必要額の根拠も不明確な財政支出によって米軍基地が維持されていることは、日米安全保障条約と条約上の義務である基地提供の正当性ないしは公共性がきわめて薄弱であることを示しているのではないだろうか。

沖縄の自己認識の変貌と日本社会

戸邊秀明（東京経済大学）

はじめに

沖縄県知事選の翌日（2014 年 11 月 17 日）の各紙社説からは、沖縄と日本本土の間に存在する認識の“落差”が露わとなっている。一方で新基地建設阻止へむけて選挙結果の「歴史的意義」を語る沖縄の地元紙に対し、他方で恫喝と説諭によってその意

義を否認する一部の本土紙がある。公的な対話の回路が閉塞するなかで、沖縄では、自己決定権論の高まりとともに、「沖縄差別」を批判する世論が公然化し、新たな独立論が興っている。「尊厳と誇り」の回復を訴える沖縄アイデンティティの高潮と、これを牽制する日本ナショナリズムの恫喝とが同時にせりあがってきている。この対立の枠組み自体を歴史化し、批判的に捉え、別様に見据える視点はどのようにすれば得られるのかを考えてみたい。

1. 沖縄における自己認識・歴史意識の変貌とその背景

県知事選で示された、いわゆる「オール沖縄」体制の実現に至る道を考えるとき、2000年代後半から沖縄において歴史意識の活性化が繰り返し起こり、増幅された点が注目される。反基地の民衆運動が停滞から反転する契機となったのは、2007年の沖縄戦「集団自決」記述の改竄強制をめぐる教科書検定問題と、2009年の民主党政権による普天間基地の県外移設の提起とその後の迷走である。前者は、保革を越えた政府批判の萌芽となり、沖縄戦を軸とした歴史意識の深化を促した。また後者では、2009年が島津家の琉球侵攻400年、「琉球処分」130年の節目と符合したため、「沖縄差別」を琉球王国以来の日沖間の系譜的実体として広汎に観念させることになった。

さらに第二次安倍内閣が沖縄に加えた何重もの“屈辱”が、歴史意識を通じた自己認識の変化を加速させた。特に、「主権回復の日」を制定して同日を「屈辱の日」と記憶する沖縄の歴史意識をふみにじり、沖縄県選出自民党議員に対して「基地移設容認」へと転向を強要し、大規模な財政出動と引き換えに辺野古売り渡しを前知事に強要した2013年の一連の事態は、日本への隷従を繰り返す沖縄の保守勢力の姿を公然と曝す結果となった。

2. 「自己決定権」追求をめぐる幾つかの岐路

こうしたなかで「自己決定権」追求の声が沖縄で湧き起こるのは当然だが、近年では新しい独立論が興隆している。1960～70年代生まれの沖縄出身の知識人が主導し、琉球民族独立総合研究学会（2013年発足）を拠点に、主権国家として沖縄が独立するための実際的な制度・方策を検討する活動を中核に据えている。また言語復興運動や移動研究会などの普及活動にも熱心に取り組んでいる。

このような運動はなお小規模だが、沖縄の言論において近年、「主権」をめぐる議論が急速に浮上していることが、これを下支えする役割を果たしている。日米共同支配の下では政治的自己決定や文化的共同体としての「自己」回復は不可能との判断から、「琉球」大の国家主権の樹立による制度創設権力の獲得を望む声が高まっており、道州制等よりも魅力的に映っているようだ。同時に、「主権」獲得の正当性が歴史に求め

られ、琉球王国が「主権国家」「民族国家」として描き直され、古琉球期の大交易時代の繁栄と王国の国家経営が高く評価される。

以上の論調をめぐっては沖縄でも論争となっているが、ここでも焦点は、琉球王国に仮託された主権論の背後にある歴史意識である。琉米修好条約のように米国に承認された不平等な主権を独立の証文とする論理構成に対しては、覇権を前提とした国家間システムを担保とするのでは実質的な民衆の解放に繋がらないとの原理的批判が加えられている。また独立論が制度的に国民国家の体制を欲求すればするほど、それが「沖縄人」による排外主義の再演にならないかとの危惧が表明されている。

こうした批判の意義をふまえつつも、独立論の出発点にある原初的な解放の欲求まで否定しない見方がいまは必要だろう。実際、独立論の側でも、批判を受けて「沖縄人」の定義の内実や国家主権の限界について思考を深めている側面もある。論争自体は平行線をたどったが、反省的思考を可能にする論争自体が、今日では希有な空間と言える。そこから逆照射されるのは、この論争が沖縄内で完結してしまう閉塞した言説の構造を外側から作っている現在の日本社会である。

3. 沖縄の自己認識の変貌と日本社会の変貌

日本では独立論に対して、“背後に中国がいる”として沖縄の主体性を否定する議論が横行している。沖縄を中国寄りと見て不信を募らせる思考の枠組みは、すでに前述の教科書検定問題の時期から顕在化しており、人種主義的傾向を帯びている。そこでは「内部の敵」が容易に非国民や外国人と互換可能となり、沖縄のエリートは王国期以来、一貫して中国と繋がっているという妄想に満ちた歴史意識が披露される。今日の独立論に特有の傾向と急進化を生んだのは、日本社会に瀰漫するこのような排外主義の風潮である。

しかも独立論による日本批判は、日本社会が恣意的に受容できるがゆえに、批判の効果が減殺されるばかりでなく、ある種の相互依存さえ起きている。独立論は、沖縄の独立のためにも、日本国に対して米国からの完全なる独立を提唱するが、これは左右いずれの対米自立論にも通りやすい。また尖閣諸島の「国有化」に触発されて、独立論からは“尖閣諸島はもともと琉球のものだ”という議論が起こるなど、まさにそのような欲望によって翻弄されてきた島々の歴史を持っているはずの側が、対立の中で領土的欲望に“感染”してしまっている。

4. 見失われた歴史、見出された歴史

近年の独立論の“新しさ”は、民族性の「回復」そのものが高い目標となっている点にある。この場合の「回復」は、“あらかじめ奪われたことさえ知らされていなかった

た自己”の否定による自己の創造を、民族性の“発見”を通じて達成しようとする。このような喪失感が生み出す激しい純粋性の渴望は、「琉球民族」の「血」の系譜を共同性の基盤に据えようとするほど急進化する場合がある。

このような情動の表出を考えるには、1970年代以降の世界と日本の新自由主義化／保守化の流れ、さらにはそれと並行する復帰後の沖縄社会の変容が、沖縄を生きる人々の心身に与えたものを叙述しうる「同時代史」の創造が不可欠である。その同時代史は、沖縄における心身の変貌が私たちの心身の変貌とつながっていることを否認したところで成立している現代日本社会の自己認識を厳しく批判する位置に立つものでなくてはならない。

そうした歴史叙述は今後の課題だが、沖縄では従来と異なる視座で復帰後史を描き直す試みがすでに始まっている。復帰以後1995年までの多様な営為が忘れられたところで「沖縄問題」が議論されている思想状況を克服するには、「復帰後」の沖縄社会の動態についての歴史化が必要だからである。その視点は、2000年代以降の民衆運動のなかであらためて注目された非暴力直接行動の長い歴史を掘りおこすことを可能にした。金武湾闘争ややんばるの米軍反対闘争等について、現在の基地反対の「座り込み」に通じる実践の系譜を意識しながら、実証的に明らかにする作業が進んでいる。また「琉球共和社会憲法」（1981年）について、国家主権批判の文脈で政治思想的に再評価する議論とも連動している。

以上のような歴史の再発見を促した思想は、独立論とは対照的な歴史意識を有している。歴史家の屋嘉比収は、沖縄戦の体験者と非体験者との協働を通じて歴史を「学びなおす」作業が、「当事者性」の開かれた継承につながると訴える。「沖縄人」という出自による共同性を前提することなく、歴史に根ざした学び合いが創出する社会性に「沖縄人になる」可能性を見出す。また文学研究者の新城郁夫は、沖縄戦や移民を典型とする沖縄人の近代経験の世界性・越境性から、沖縄史が日本を經由せずにアジアを含めた多様な歴史へと接続しうる契機を読みとっている。彼らが抵抗の歴史意識の試金石とするものが、独立論のような琉球王国との関連にではなく、常に沖縄戦、とりわけ「集団自決」と虐殺の災厄をいかに生き延びたかに置かれていることは特徴的である。沖縄の固有性を、歴史を超えた文化的属性にではなく、沖縄人の近代経験の普遍性に求める理解がここに見てとれる。このとき、沖縄戦の記憶は特定の民族の記憶ではなく、ともに生き延びようとする者ならば誰でも分有できる／すべきものとして措定される。

おわりに

日本と沖縄の間で、ナショナリズムの相互模倣ともいえるべき事態が強まるなかで、

独立論に込められていた日本社会への切実な問いかけは後景に退いてしまっている。いま必要なのは、いずれに対しても民衆史的な観点の重要性を繰り返し語り、その観点から批判を試みることであろう。また歴史研究者自身が、沖縄の変貌と同時に、研究者自身が変貌してきたことへの自覚を繰り返込んだ歴史研究／歴史叙述が必要となる。

そのような視点に立つ同時代史の叙述こそが、屋嘉比や新城が提起する問いに応えて、それぞれの場で「当事者性」を鍛え直す起点となるのではないか。

<コメント>

荒木田 岳（福島大学）

沖縄における米軍基地と福島における原発事故の問題は、ともに「現地の問題」に矮小化され過小評価されている、という類似点がある。しかし同時に、この秋の両県知事選や引き続き衆議院議員選挙の結果にみるように、国策に正面から異を唱える沖縄と、基本的に政府の意向に従う福島という、対照的な面もある。また、石原環境相が「金目」発言を引き起こした中間貯蔵施設問題に関わって福島県がこの先30年間に受け取る約束の交付金は3010億円であるが、沖縄県は振興交付金としてほぼ同額を1年で受け取っている。これは、基地と原発の位置づけの違いを示すものかもしれない。

さて、沖縄の基地問題についていえば、沖縄県民にとって、基地は安全保障の問題ではなく、命と暮らしと健康と人権の問題である。沖縄県民の意向は明らかで、ボールが本土に投げ返された状態になっている。そして、そのことが沖縄以外に住む者にとって、米軍基地について「考えるきっかけ」にもなっている。新知事と閣僚の面会謝絶問題、年度途中での交付金削減問題など、事態は混乱の様相を含み、これが人々にこの問題を考えさせるきっかけにもなっている。

他方、福島の場合において考えると、原発事故は、復興の問題でもエネルギー問題でもなく、住民の被ばくの問題である。そのことの意味は、遠くない将来に明らかになるであろうが、結論的にいえば、沖縄の場合と同様、命と暮らしと健康と人権の問題であるといつてよい。沖縄との違いは、放射線の影響は間接的かつ長期的で見えにくいということであり、それゆえに問題もまた短期的には顕在化しにくいということである。その意味では、沖縄の経験が福島に参照されることは少なくないように思われる。沖縄研究者が福島の被ばくの現状をどのように受け止めるかはぜひとも聞いてみたい主題である。

米軍基地が単に沖縄の問題にはとどまらないように、実際には、福島原発事故の影響も福島の問題にとどまるものではない。その意味で、受益権・受苦圏という議論も、

問題の過小評価であろう。現在明らかになりつつあるのは、そのこと（沖縄問題は沖縄の問題ではなく、福島問題もまた福島の問題ではないということ）である。

こうした時期に、特定秘密保護法や日本版 NSC、解釈改憲、集団的自衛権 etc. の導入が拙速かつ「超法規」的に進められていることも偶然ではないだろう。行政が法に従わず、なりふり構わなくなったのもここ3年のことで、おそらく福島原発事故がそのトリガーになっている。原発事故の際、事前に決定されていたルールに従わず、行政が場当たりに事故対応し、住民を被ばくさせたことはもっと問題にされてよいと思うが、こうした責任はこれまでのところ一切問われていない。その先駆けが沖縄の基地問題であったことも、周知のとおりである。社会はどこへ向かっているのだろうか。ソ連邦がチェルノブイリ事故の5年後に崩壊したということも、この時期に振り返られてよいと思われる。

<参加記>

小野百合子

同時代史学会 2014 年度大会の全体会は、「「復帰」後の沖縄を歴史化する」というテーマで行われた。日本政府と日本社会の沖縄軽視に対する「構造的沖縄差別」の議論や、名護市辺野古への新基地建設を焦点とする基地問題の先鋭化など、施政権返還から 40 年を越えた沖縄では「復帰」の是非を問い直す動きが興っている。これらは「沖縄（の）問題」ではなく、日米安全保障体制という日本の戦後体制と、そこで自明視されてきた「国民」の内実を問い質すものであり、政治、経済、社会の 3 つの切り口で「復帰」後史を歴史化するという趣旨であった。

平良好利氏による「戦後沖縄における「保守」とは何か」では、2014 年 11 月の沖縄県知事選挙における「保守分裂」「オール沖縄」の動きが、「沖縄保守」の系譜のなかで検討された。「沖縄保守」の源流である沖縄自民党は米軍と協調することで援助を受け沖縄の経済復興を図ったが、復帰後の「沖縄保守」の課題は、日本政府と沖縄住民の間での立ち位置であった。基地返還の可能性が低く、基地依存経済ゆえに県民の基地への受忍限度が比較的高かった西銘県政期は、日本政府と協調することで予算を得ながら経済振興に励む「沖縄保守」の論理がもっとも適合した。しかし、冷戦終結による沖縄基地の存在根拠の揺らぎや返還可能性の増大、基地への経済依存度の低下や基地の過重負担への関心の高まりといった環境変化のもと、普天間基地移設問題が争点となった稲嶺県政は、「沖縄保守」の苦悩の時期となった。

そして、米軍再編や鳩山政権による県外移設の模索、海兵隊の「抑止力」への懐疑

など辺野古移設の正当性がなくなるなか、新基地建設を強行に推進する日本政府と新基地拒否の県民世論との間で「沖縄保守」が行き詰まったのが仲井真県政であった。沖縄県知事選挙では、従来の保革対立を乗り越え「オール沖縄」で結束して辺野古移設を撤回させるか、日本政府との連携を維持して辺野古移設を容認し経済振興予算を獲得するかの二つの政治的潮流がぶつかったが、こうした新しい動きは基地の過重負担と財政依存からの根本的な脱却を図るか否かを問う意義をもつとされた。

川瀬光義氏の「基地維持財政政策からみた日本型公共政策」では、基地の財政・経済効果、とりわけ沖縄にのみ適用される沖縄振興体制や新基地受入れによる見返り体制が検討された。各種の「特別措置」のなかでも、対象基地と自治体を選別して交付限度額を設定し、それを幅広い公共施設整備に活用できる特定防衛施設周辺整備交付金は基地自治体への「依怙贖買」（＝賄賂）であり、とりわけ SACO 合意以降の財政政策は、新基地を受入れさせるための「取引」的性格が濃厚だという。基地の財政・経済効果では、日米地位協定によって地方自治体は在日米軍基地への課税権を行使できないために財政効果はゼロ、経済「効果」とされる軍雇用者所得や軍用地料などもほとんどが日本の財政負担によるもので、基地に附随する基地交付金は米軍関係者への租税免除などによる歳入欠陥の補填措置にすぎないとされた。

新基地建設を拒否して沖縄振興予算が打ち切られても、適用除外となってきた離島振興法の適用対象となるなど地方財政の本来の姿に戻るといふ。在沖米軍基地維持のための財政支出は、根拠と予算額決定の原則が不明確という点で正当性と公共性を欠き、“金目”で地元の「同意」を得るものであり、「基地」と「経済」のトレードオフを克服しつつあるなかで、新基地拒否による財政・経済面での不都合はないという結論であった。

戸邊秀明氏による「沖縄の自己認識の変貌と日本社会」では、沖縄社会の自己認識の焦点となる「自己決定権」をめぐる議論と、それに対応する日本社会の同時代史的な変化、これらの問題の参照点となる「同時代史」（「復帰後」史）が検討された。沖縄では、沖縄戦記述をめぐる教科書検定問題や、普天間基地の県外移設をめぐる迷走が可視化した「構造的沖縄差別」が歴史的な「差別」の系譜に位置づけられ、オスプレイ配備や「主権回復の日」の制定といった第二次安倍内閣による屈辱も加わって「自己決定権」追求の動きが強まっている。しかし、その方向と具体像をめぐるのは、新たに興隆した「独立論」が「琉球」大の主権を打ち立てようとするのに対し、反基地民衆運動の論者からは民衆の視点の欠如や排外主義的側面への批判がある。さらに沖縄における独立論の興隆は、沖縄の主体性を否認し、沖縄への不信感が入種主義的傾向を帯びる日本社会の排外／純血主義と対応しているとされた。

そのうえで、民族性の「回復」や純粋性の渴望に代わる別の同時代史の見出だし方

として、1980年代保守県政下の沖縄社会や、2000年代以降の社会運動の歴史化が必要であり、また多層的な「学びなおし」による「当事者性」の継承や、沖縄人の近代経験の世界性・越境性から構想する歴史意識が提起された。沖縄社会の変貌と日本社会が共にあるためには、「ナショナリズムの相互模倣」に陥ることなく、民衆史的視点に立つことの重要性が強調された。

以上の三報告は、「復帰」後の沖縄のあり方を歴史的視野から検討するという趣旨に沿う充実した内容であった。平良報告は、「沖縄保守」の論理という視角から沖縄県知事選挙の歴史的 position と新たな政治的潮流の特質を鮮やかに提示し、そのことによって応分の負担を負うことなしに利益を享受してきた「日本国民」の問題を浮かび上がらせた。川瀬報告は、在沖米軍基地を維持させている財政政策のいびつさと、新基地拒否による経済的影響を具体的に示すことで、基地がなければ沖縄経済は成り立たないという言説の虚構性を突いていた。戸邊報告は、「自己決定権」の追求や独立論の興隆といった沖縄社会の現状を、日本社会の問題との関係性において分析し、「ナショナリズムの相互模倣」を超えるために必要とされる「同時代史」を展望した。

基地問題のさらなる先鋭化が予想される2015年は、沖縄戦から70年の節目の年でもあり、「構造的沖縄差別」や「自己決定権」をめぐる議論の推移が注目される。と同時に、それを「沖縄（の）問題」とさせないために何が日本社会に求められているのかを吟味していくうえでも、貴重な指針が提示された全体会であった。

第 13 回関西研究会彙報

日時：2014年5月18日（日）13:00～17:00

場所：関西学院大学大阪梅田キャンパス 1408

〈報告〉

岩島 史（京都大学大学院）

戦後日本農村における民主化政策と「女性の地位向上」-京都府旧熊野郡地域を事例に-

西井 麻里奈（大阪大学大学院）

原爆死と「復興」-広島平和記念都市建設における浜井信三と丹下健三-

岩島報告は、1950～1960年代の京都府旧熊野郡における農村女性政策を事例に、農協婦人部、生活改善普及事業、社会教育の3つの政策の具体的な展開を通じ、国家・社会に求められた農村女性のあり方を解明するものであった。

報告では対象時期を2つに分けて政策の全体像と相互関係の分析がなされた。政策間の顕著な差異が見られる第1期（1950～1961年）には、食や栄養改善を掲げた生活改善普及事業は、自治活動や農業生産、女性の組織化を重視した農協婦人部や社会教育より影響力が小さいこと、第2期（1961～1970年代前半）には兼業化や機械化の影響により、自治活動への参加と農業生産を重視した社会教育が弱体する一方、1970年代以降は農村女性に「消費者」としての役割が求められたこと等が明らかにされた。報告は異なる政策理念が農村女性に集中した過程に一貫して注目し、個々の政策が掲げた「生活」の内実の差異が農村女性に与えた影響に関する今後の研究の展望が示された。

質疑では、占領下での女性の民主化政策に対する評価や新生活運動との関係等について質問が出た他、農村女性の地位向上や主体化に関する今後の展開が問われた。（文責・西井麻里奈）

西井報告は、浜井信三と丹下健三という2人の人物の思想を手がかりに、平和記念公園における「慰霊堂」配置の変遷と原爆死や「ヒロシマ」の記憶の確立との関係をさぐるものである。1949年7月に締め切られた平和記念公園デザインコンペに入賞した丹下の初期構想では慰霊堂に明確な意義付けはなく、周辺的な位置に配置されていた。しかし当時の広島市長浜井信三の意向や専門家による委員会での議論を経て、慰霊堂が中心的な位置付けを獲得する。そのことによって原爆死者の位置付けが変化していくことが考察された。

質疑では、慰霊堂に納骨が行われなかったことの意味と原爆死が国民的犠牲の象徴になっていく過程について議論されたほか、丹下の思想形成過程における民衆との距離感について、長崎の存在への意識などについての質問が出された。（文責・岩島史）

第14回関西研究会彙報

日時：2014年11月23日（日・祝）13:00～17:00

場所：関西学院大学大阪梅田キャンパス 1406

〈報告〉

坂堅太氏（京都大学ほか非常勤講師）

「みんなサラリーマンの時代」へ—藤本真澄・源氏鶏太と東宝サラリーマン喜劇シリーズ—

森下達氏（京都大学非常勤講師）

「平和への悲願」のゆくえ——「原爆映画」・東宝特撮映画と『世界大戦争』（1961年）——

〈討論〉

山本昭宏氏（神戸市外国語大学）

森下達氏の発表は、映画『世界大戦争』（1961年）とその評価言説の分析を通じ、「平和への悲願」という理念の空洞化を明らかにするものだった。1950年代においては、原爆映画・特撮映画というジャンルを問わず、核エネルギーの問題を扱った映画に対しては感傷や怨嗟を排した形で理念を表明することが求められていた。この理念が「平和への悲願」であり、これは逆コース批判などのアクチュアルな主題設定と結びつくこともあった。しかし『世界大戦争』は、「悲願」の訴えを重視する姿勢は50年代の映画群から引き継ぎながらも、それを物語の上で具体的に提示することは放棄している。そして同時代評もまた、表現の内実を不問に付したまま、「悲願」の表明という事実には焦点化する傾向が見られたのである。

この発表に対して特に議論となったのは、扱う対象となる映画の切り出し方の恣意性という問題である。映画作品群のジャンルの連続性に着目することで、個々の作品に対する分析を乗り越えようとするところに氏の発表意図はあったのだろうが、そのジャンルにしたところで、同時代的に確固たるものとしてあったわけではない。当時の観客の感想を知ることが難しいため、事後的な分析が前面化せざるを得ないという問題もここに大きく関わってくる。フロアを交えた議論は活発で、当時『世界大戦争』を観たという参加者からの発言もあった。近過去の映画を扱う研究の困難さと、それ

ゆえの醍醐味を感じた。（文責・坂堅太）

坂堅太氏の発表は、1950年代に東宝を中心として製作されたサラリーマン映画を取り上げ、そこで生み出されたサラリーマン表象を分析したものだ。東宝サラリーマン映画の出発点となった源氏鶏太原作の『三等重役』（1952年）で描かれていたのは、家族主義的なものとしての会社空間である。これは戦後民主主義により可能となったものであり、批評においても、馘首に怯えて卑屈に暮らす戦前のサラリーマンを描いた小市民映画と比較する形で、その現代性が好意的に受け止められていた。以降、同時期に加藤秀俊や松下圭一が指摘した中間化・大衆社会化を背景に、同作の雰囲気を受け継ぐサラリーマン映画は大量に製作され、人気を博していく。もっとも、映画が依拠する家族主義的会社観は、次第に時代劇になぞらえられて理解され、「封建的」と批判されるようになっていった。

フロアとの質疑応答では、サラリーマン映画における労働組合の描写や、1950年代において東宝という映画会社が果たした機能について質問が出た。議論が集中したのは、ポピュラー文化を通して社会を描くことの危うさについてである。ポピュラー文化は常に「商品」としての側面を持つのであり、そこに描き出されたものを即、社会の欲望の反映と見なすのは妥当ではないのではないかという発言もあった。製作者・観客・会社という三者の意図の絡み合いをどう読み解いていくのか、課題は多いが、その課題は当日の議論を通して、深化し、共有されたはずである。（文責・森下達）

第16回関西研究会彙報

日時：2015年3月29日（日）13:00～17:00

場所：関西学院大学大阪梅田キャンパス 1408

〈報告〉

謝花直美氏（沖縄タイムス編集委員、大阪大学大学院生）

排除される言葉 二つの琉大事件を巡って

大野光明氏（大阪大学）

沖縄闘争の時代から——政治的後退のなかでの社会運動の力を再考する

「検閲が排除する言葉——『自由』と『琉大文学』」と題した謝花直美氏の報告は、米軍占領下の沖縄で、1953年と56年に起こった「琉大事件」と称される2つの出来事の経過を整理し、検閲制度の変容過程、その広がりや深まりを考察したものであった。謝花氏によれば、米軍政が共産主義排除の手段として事前検閲を制度化するなか、

第1次琉大事件では、日本復帰を訴えた学生団体「政経クラブ」の機関紙『自由』が大学当局によって回収され、大学内の「事前検閲」が制度化していった。そして、その後の第2次琉大事件では、「島ぐるみ闘争」の最中のデモに参加した学生の退学処分と雑誌『琉大文学』の発行停止が行われ、制度としての「事前検閲」、すなわち占領の権力構造が個々人の内面へと深く浸透していったという。

以上の報告に対し、参加者からは、(1) 沖縄の検閲制度の歴史において、2つの琉大事件をどのように位置づけられるのか、(2) 「自主検閲」とその内面化は、その他の地域の占領史や検閲制度においても広く確認できるのではないかと、琉大事件及び沖縄占領の特異性は何か、(3) 検閲の網の目をくぐりぬける闘争や抵抗のありようはどのようなものか、などについて、多くの質問とコメントが多く出された。謝花氏からは、先行研究や歴史叙述における第1次琉大事件と第2次琉大事件への注目の集まり方の異なりとその意味、日本本土の検閲制度と沖縄のそれとの違い、など多岐にわたる応答がなされた。

沖縄において検閲をくぐりぬけた言葉と、検閲のもとで沈潜していった言葉を、今、どのように読み、歴史化するのか——このような大きな問いを共有する討議になったように思う。(文責・大野光明)

「沖縄問題」とはいったい誰の問題なのか。辺野古新基地建設阻止にむけた運動が続く沖縄から、本土へ向かって投げられる問い掛けに、大野光明さんの報告は、研究と実践を通して応える。沖縄だけが抱える「問題」とせずに、当事者として引き受けるためにはどうしたらいいのか。当事者性の獲得経過を1960年代に各地で取り組まれた「沖縄闘争」という場を通し検討する。

大阪で沖縄出身の青年労働者を支援した「デイゴの会」は、沖縄の痛みを共感した人々が、その痛点をから地域社会の変革運動へ開かれていった。沖縄の「ヤングベ平連」は、反戦米兵との交流を通し、金網や国境を越えた軍の構造的暴力への気付きと葛藤を経験した。人々が自身の生きる場所を通して沖縄をとらえ直し、当事者性を獲得した。会場からは「パンサー党のつながりはどうか」「立場の差がある中、どのように当事者性を獲得するのか」「別の政治の創造のあり方がいきいきと描かれている」などの発言があった。政治的後退の下で、分断線を越える動きをつくった沖縄闘争をどう位置づけるかを問いに、「個別の事例に出会い、身体性を評価し、個別から書き直すことが必要」と指摘した。

沖縄から遠い「本土」で、当事者性を見えなくする「連帯」「支援」という言葉を切開き、そこからいかに出会い直し、つながっていくのか。報告、熱を帯びた討議は真摯な問い掛けがと受け止めた。(文責・謝花直美)

編集後記

過去においても、「日本が戦争に巻き込まれる」といった、ただ不安を煽ろうとする無責任な言説が繰り返されてきました。しかし、そうした批判が荒唐無稽なものであったことは、この70年の歴史が証明しています。

上記は2015年3月の防衛大学校卒業式における、内閣総理大臣訓示の一節である。「戦後レジームからの脱却」を目指す安倍首相が、図らずも戦後70年を肯定的に評価したとも受けとれる発言内容である。

ただこの訓示における問題は、この戦後70年の果実のみに着目し、その戦後が何によってもたらされたのかとの考察が著しく欠如していることだ。このことに、非常な不安を覚える。70年ではなく、少なくとも日本近代の100年、150年の歴史が何を「証明」してきたのかを、しっかりと見据えなければならない。

今回収録した昨年の同代史学会年次大会での沖縄に関する議論は、戦後70年の意味を、根本から問いかけていると受け取った。「沖縄人の近代経験」（戸邊報告）をどのように捉え直し「分有」可能とするのか。問いの重みを考えるとき、首相の想定する「戦後レジーム」の内容が、いかにも楽天的な創造物に思えてくる。

また今号では、関西研究会の彙報を3回分掲載した。活発な活動が、報告者のみならず、関西の研究会委員や、研究会参加者の方々の真摯な取り組みに支えられていることが、垣間見えるものとなっている。原稿が入稿され印刷に間に合ったため、第16回研究会彙報も、本号に掲載することとした。順序は逆となってしまったが、第15回分は、次号以降掲載の予定であることを、お断りしておきます。

(文責・岡本公一)

同時代史学会 News Letter 第26号

発行日 2015年5月25日

同時代史学会

連絡先：〒157-8511 川崎市多摩区東三田 2-1-1

専修大学経済学部 永江雅和研究室

TEL/Fax 044-911-0564

nagae@sei jo. ac. jp